

備前市告示第18号

備前焼窯改築等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安定的かつ高品質な備前焼の作品を生産する基盤を整備するため、備前焼窯の改築等を行う者に対し、予算の範囲内において備前焼窯改築等補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、備前市補助金等交付規則(平成17年備前市規則第58号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 備前焼窯 薪を使い備前焼を焼成する窯をいう。
- (2) 改築等 備前焼窯の新築工事又は改築工事をするものをいう。
- (3) 所有者等 備前焼窯の所有者又は管理者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社若しくは本店所在地を有する法人又は市内に住所を有する個人であること。
- (2) 改築等を行った後に所有者等が1年以上の窯焚きをすること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 備前市暴力団排除条例(平成23年備前市条例第31号)第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) この補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(補助対象窯)

第4条 補助の対象となる備前焼窯は、備前市環境保全条例施行規則(平成17年備前市規則第116号)別表第1の指定施設のうち、「窯業製品の製造の用に供する焼成炉」に区分される市内にある登り窯又は穴窯であって、市に備前焼登り窯新設の届出があるものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 工事請負費用が100万円以上(消費税及び地方消費税を含む。)であること。
- (2) 第8条第1項の規定による交付の決定を受けた日以後に着手する工事で、同日の属する年度内に完了する工事であること。
- (3) 市、県、国等が行う他の補助(以下「他の補助等」という。)を受けない工事であること。

ただし、他の補助等を受ける工事のうち、施工箇所が他の補助等の対象と区分できる場合は、当該他の補助等の対象外の施行箇所に係る工事を補助対象とすることができる。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助対象経費は、補助対象事業に要する費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費から100万円を差し引いた額に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、500万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更等の申請)

第10条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別に定める変更及び中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 第7条の規定による申請内容から補助対象事業の内容に変更が生じた場合

(2) 補助対象事業を中止した場合

(変更及び中止承認通知)

第11条 市長は、前条の規定による申請を承認したときは、別に定める変更及び中止承認通知書により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の額に変更が生じたときは、第6条の規定にかかわらず、交付決定した額の範囲内において承認するものとする。

3 前条及び前2項の規定にかかわらず、補助対象事業の完了時において、補助金の額に軽微な変更(増額は除く。)が生じた場合には、次条の実績報告及び第13条第1項の確定通知により、前条の申請並びに前2項の承認及び通知をしたものとみなす。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業の完了した日後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別に定める実績報告書により市長に報告しなければならない。

(確定通知)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、相当と

認めるときは、補助金の額を確定し、別に定める確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、別に定める請求書により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別に定める通知書により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、別に定める通知書によるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

この告示は、令和6年4月1日から施行する。